

○新城市新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票条例

平成27年3月31日

条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、本市の新庁舎建設における現計画を見直すに当たり、住民の意思を確認することを目的とする。

(住民投票の内容)

第2条 住民による投票（以下「住民投票」という。）の内容は、新庁舎建設における現計画の見直しについて、市道東新町桜淵線の路線の変更を伴わない現計画の見直し又は市道東新町桜淵線の路線の変更を伴う現計画の見直しのいずれかを問うものとする。

2 住民投票は、住民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を新城市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任することができる。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して70日を経過する日までの間において市長が定める日とする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めた場合において、前条第2項の規定により選挙管理委員会に事務を委任したときは、速やかに選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 投票日において年齢満18歳以上の日本国籍を有する者

(2) 前条第3項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）の前日において、

その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。）から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者（投票日（第8条第2項に規定する期日前投票にあつては、当該期日前投票を行う日。次項において同じ。）において本市に住所を有していない者を除く。）

- 2 前項の規定にかかわらず、投票日において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定（以下「選挙法規定」という。）により選挙権を有しないとされる者（前項第1号の規定に該当する年齢満18歳以上20歳未満の者を公職選挙法第9条に規定する選挙権を有する者とみなして選挙法規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者を含む。）は、住民投票における投票の資格を有しない。

（投票資格者名簿の調製）

第6条 市長は、投票資格者の名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を調製しなければならない。

（投票の方式）

第7条 住民投票は、一人一票の投票とし、秘密投票とする。

- 2 住民投票をしようとする投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票用紙に記載された第2条に規定する住民投票の内容のうちいずれか賛成する内容の所定の欄に自ら○の記号を自書し、これを投票箱に入れなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を自書することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をすることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字投票をすることができる。

（投票所における投票）

第8条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票又

は不在者投票を行うことができる。

(投票用紙の様式)

第9条 第7条第2項に規定する投票用紙は、別記様式のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第4項の規定による点字投票の投票用紙の様式は、規則で定める。

(無効投票)

第10条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙のいずれの欄に記載したか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

(情報の提供)

第11条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、庁舎建設に関して、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供するよう努めるものとする。

(市民まちづくり集会)

第12条 市議会又は市長は、投票日の10日前までに、新城市自治基本条例（平成24年新城市条例第31号）第15条に規定する市民まちづくり集会を開催しなければならない。

(投票の促進)

第13条 市議会及び市長は、投票資格者の半数以上の投票を目指し、広報その他の手段により、投票資格者の投票を促すよう努めるものとする。

(投票運動)

第14条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 買収、脅迫その他不正の手段により投票資格者の自由な意思を拘束し、又は干渉する行為
- (2) 市民の平穏な生活環境を侵害する行為

(3) 公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）（以下「選挙関係法令」という。）の規制に反する行為

2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

（投票及び開票）

第15条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、規則で定めるところによるもののほか、選挙関係法令の規定により行われる本市の議会の議員又は長の選挙の例による。

（投票結果の告示等）

第16条 市長は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長にその内容を通知しなければならない。

（投票結果の尊重）

第17条 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（失効）

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

別記様式（第9条関係）

		○を書く欄
市道東新町桜淵線の路線の変更を伴う現計画の見直し	市道東新町桜淵線の路線の変更を伴わない現計画の見直し	内 容

年執行

新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票

印

○ 注意

一 新庁舎建設における現計画の見直しについて、いずれか賛成する内容の○を書く欄に「○」の記号を書くこと。

二 「○」の記号以外は、書かないこと。

- 備考
- 1 投票用紙の色は、白色とし、文字の印刷の色は、黒色とする。
 - 2 投票用紙の規格は、縦128ミリメートル、横80ミリメートルとする。
 - 3 新城市選挙管理委員会の印は、刷込式とする。